

令和 7 年 3 月 4 日

各 町 会 長 様

障害者グループホーム等での「地域連携推進会議」等のご協力について（依頼）

日頃より、本区の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、国の基準省令の改正により、障害者グループホーム等において、「地域連携推進会議」の開催と施設見学を実施することが義務付けられました（令和 7 年 3 月 31 日までは努力義務）。

この会議設置等の目的は、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることで、事業運営の透明性を高め、サービスの質の確保につなげることとされています。

つきましては、障害者グループホームや障害者支援施設（入所施設）より、町会長様をはじめとした地域の皆さまに会議出席などの依頼がございましたら、ぜひご協力いただきますようお願い申し上げます。

地域連携推進会議の概要につきましては、別添のチラシをご参照ください。

ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

地域連携推進会議とは

1 会議の開催

事業所が主体となって、おおむね 1 年に 1 回以上、「地域連携推進会議」を開催します。

【会議内容】

- ・施設紹介、事業の運営状況等を報告
- ・地域等からの必要な要望、助言等を聞く
- ・行事案内 など

【構成員】

利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見を有する者、区の担当者 など

2 事業所見学

地域連携推進会議の構成員が、おおむね 1 年に 1 回以上、事業所を見学する機会を設けます。

【問い合わせ先】

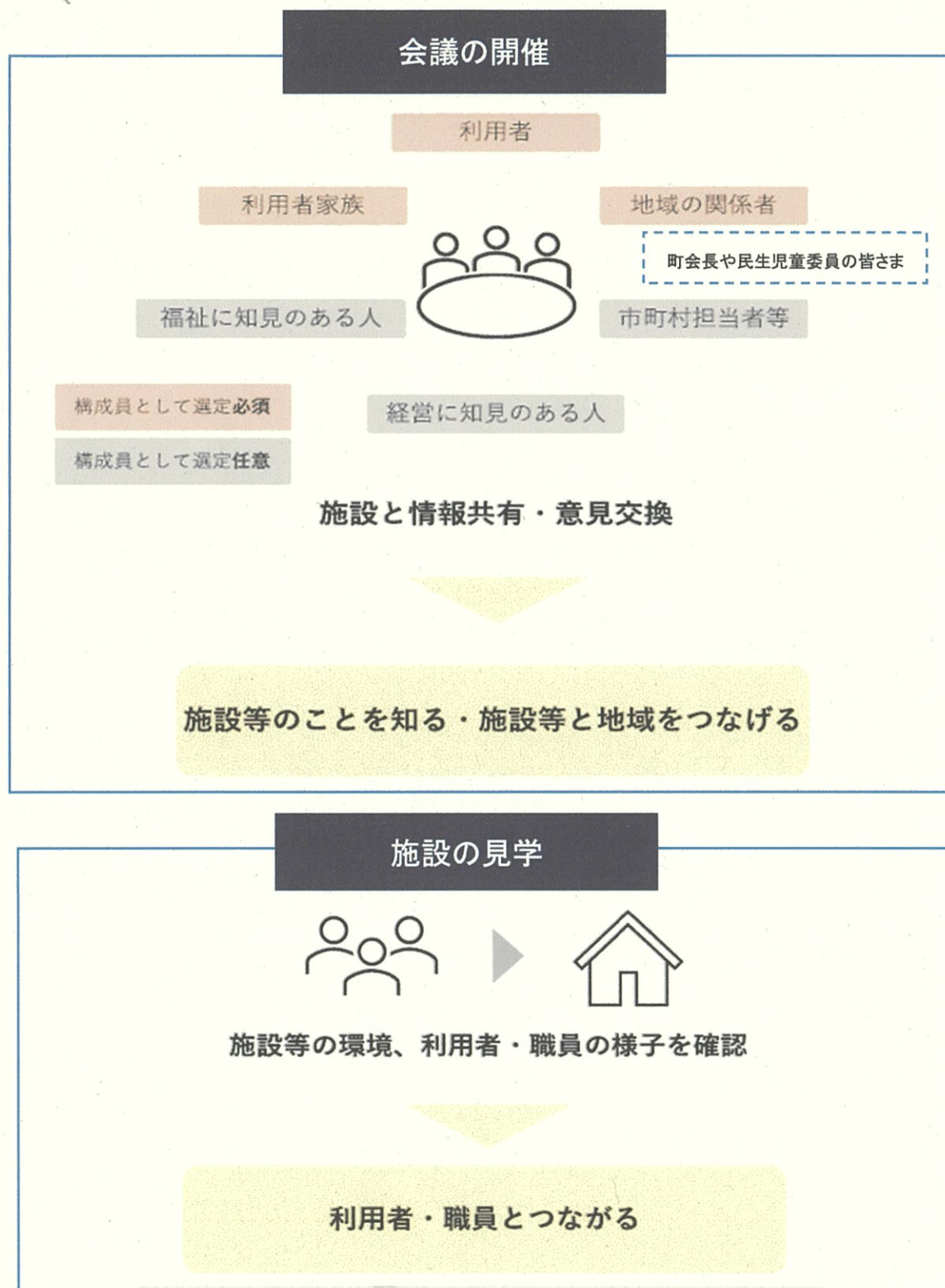
豊島区福祉部障害福祉課 管理・政策推進グループ

担当：千葉・安井 電話：03-3981-1766（直通）

地域連携推進会議へのご協力のお願い

障害者グループホーム等で事業所が主体となって行う地域連携推進会議の開催と施設見学が義務付けられました（令和6年度中は努力義務）。

目的は、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることで、事業運営の透明性を高め、障害者グループホーム等の質を確保することです。



会議・施設見学の開催回数は、1年に1回以上です

各障害者グループホーム等から協力のお願いがございましたら、ぜひお力添えをお願いいたします。

問い合わせ先：豊島区障害福祉課 管理・政策推進グループ 03-3981-1766